

社会福祉法人河内厚生会 倫理規程（行動規範）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人河内厚生会(以下「当法人」という。)の組織運営、各事業の推進等に関わる全ての役員（理事・監事）及び職員（正職員、パートタイマー・アルバイト・派遣職員等）（以下「役職員」という。）が、当法人の社会的使命と役割を自覚し、厳正な倫理に則った公正かつ適正な社会福祉事業活動を行うとともに、社会的信頼の維持・向上を図ることを目的に自主的な行動規範を定め、その遵守と実践を行うものである。

（社会的責任の遂行）

第2条 役職員は、その設立目的に従い、地域福祉の向上に貢献すべき重大な社会的責務を負っていることを認識し、利用者及びその家族並びに地域社会からの信用に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持・向上）

第3条 役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、地域社会からの理解を得るための努力を行い、地域社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。

（法令遵守）

第4条 役職員は、社会的責任を遂行するため、関連法令、定款及びコンプライアンス規程等を厳格に遵守し、社会的規範を尊重して、地域社会等からの信頼を損なう行為を防止し、公正かつ誠実に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇なくコンプライアンス規程に基づき適切な行動をおこななければならない。

（基本的人権の尊重）

第5条 役職員はすべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

2 役職員は、互いに個人としての人格を尊重するとともに、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメント(以下「ハラスメント」という。)を許さない健全な組織風土の構築に努めなければならない。

（研鑽）

第6条 役職員は、当法人の事業活動の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければ

ならない。

(私的利益追求の禁止)

第7条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反取引の規制)

第8条 理事は、自己又は第三者のために法人と取引をしようとするときなど、利益相反取引をするときは、法令及びコンプライアンス規程に基づき、理事会において、当該取引の重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

また、利益相反取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 当法人は、事業運営に関する透明性を確保するため、その運営状況に関する事業計画及び計算関係書類等を情報公開規程に基づき積極的に開示し説明を行い、地域社会から理解と信頼の向上に努めなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第10条 当法人は、役職員、評議員及び法人の設立者並びにその配偶者又は三親等内の親族等に対して、特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(役員の責務)

第11条 役員は、自己及び職員の倫理の確立及び保持を図るため、当規程及びコンプライアンス規程等の当法人内部への周知・浸透を図るため必要な措置を講じるとともに、個人の多様性、人格を尊重し、安全で働きやすい職場環境の構築に努めなければならない。

(個人情報保護)

第12条 当法人は、個人情報保護規程に基づき、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認により行う。

附則

この規程は、令和5年 6月 7日から施行する。